

別表

種目	性能	耐用年数	対象者	上限額	備考
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	85,000円	
視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円	音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする。
点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	63,100円	
電磁調理器	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者	41,000円	視覚障害者又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	9,000円	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	18,000円	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	99,800円	
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上におくことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	身体障害者手帳に視覚に係る障害が記載されており、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円	
視覚障害者用血圧計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	16,800円	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
地デジ対応ラジオ	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	29,000円	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	7,000円	
視覚障害者用色彩判別装置	色彩等を認識し、音声により情報を伝えるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	47,000円	
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者	87,400円	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯
聴覚障害者用通信装置	一般的の電話に接続することができ、音声のかわりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	身体障害者手帳に聴覚に係る障害が記載されており、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	30,000円	
	聴覚障害者用通信装置を新たに購入して設置するにあたり必要となる契約料、施設配置負担金、屋内配線工事費、回線接続装置費、機器配線費、基本工事費、その他市長が必要と認める費用		廃止前の茨木市聴覚障害者用ファックス設置要綱(昭和63年4月1日実施)の規定によりファックスの貸与を受けている者	60,000円	
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に聴覚に係る障害が記載されており、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	

便器	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で常時介護を要する者	(手すり付) 9,850円 (手すり無) 4,450円	
特殊便器	温水、温風機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	8年	身体障害者手帳に上肢に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 難病患者等で上肢機能に障害のある者	120,000円	取付けに伴う費用は自己負担とする。
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級と記載されている者(18歳未満は1級又は2級) 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 難病患者等で寝たきりの状態にある者	90,000円	常時介護を要する者
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている18歳以上の者 難病患者等で寝たきりの状態にある者	154,000円	
訓練用ベッド	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている18歳未満の者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円	
訓練いす	原則として附属テーブルをつけるもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている18歳未満の者	33,100円	
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級と記載されている者 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000円	常時介護を要する者
入浴担架	障害者を担架に乗せままリフト装置により入浴させるもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	82,400円	入浴にあたって家族等他人の介助を要する者に限る。
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させてのに容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で寝たきりの状態にある者	25,000円	下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に肢体に係る障害が1級又は2級と記載されている者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 身体障害者手帳に音声機能喪失(喉頭摘出)と記載されている者 ただし、原則として人工喉頭の給付を受けている者を除く。	98,800円	
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	(18歳未満) 5年 (18歳以上) 8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害が記載されており、入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助を要する者	90,000円	上限額の範囲内で複数の用具の申請を可とする。
移動用リフト	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円	

移動・移乗支援用具	手すり、スロープ、スリングシート、スライドボード等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能若しくは平衡機能に係る障害が記載されている者 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000円	家庭内の移動等において介助を必要とする者
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	身体障害者手帳に腎臓機能に係る障害程度が1級又は3級と記載されている者	51,500円	自己連続携行式腹膜灌流法（C A P D）による透析療法を行う者
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	5年	医療保険における在宅酸素療法を行なう者	17,000円	
ネブライザー	障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に呼吸機能に係る障害程度が1級若しくは3級又は音声機能喪失（喉頭摘出）3級と記載されている者であって、ネブライザーが必要と認められる者 難病患者等のうち呼吸器機能に障害を有し、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、ネブライザーが必要と認められる者 身体障害者手帳に上肢若しくは体幹機能に係る障害程度が2級以上又は音声言語そしゃくに係る障害程度が3級以上と記載されており、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、ネブライザーが必要と認められる者	36,000円 (たん吸引器一体型にあっては、56,400円)	
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級と記載されている者	15,500円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級と記載されている者	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に呼吸器機能に係る障害程度が1級若しくは3級又は音声機能喪失（喉頭摘出）3級と記載されている者であって、電気式たん吸引器が必要と認められる者 難病患者等のうち呼吸器機能に障害を有し、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、電気式たん吸引器が必要と認められる者 身体障害者手帳に上肢若しくは体幹機能に係る障害程度が2級以上又は音声言語そしゃくに係る障害程度が3級以上と記載されており、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、電気式たん吸引器が必要と認められる者	56,400円	

点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者又は視覚及び聴覚に係る障害が記載されている重度障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、点字ディスプレイが必要と認められる者	383,500円	
点字図書			身体障害者手帳に視覚に係る障害が記載されており、情報の入手を点字によっている者		年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。月刊や週間で発行される雑誌は除く。
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への便器の取替え		身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が3級以上と記載されている者 概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者で、身体障害者手帳3級以上の者難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000円	申請には改修前の写真と図面を必要とする。(借家の場合は、家主の承諾書も必要。) 対象となる住宅は、障害者が現に居住する住宅とする。改修は、原則1回とする。 洋式便器への取替えは上肢機能障害2級以上の者
点字器		(標準型) 7年 (携帯用) 5年	身体障害者手帳に視覚障害に係る障害が記載されている者	(標準型、真鍮) 10,712円 (標準型、プラスチック) 6,798円 (携帯用、アルミ) 7,416円 (携帯用、プラスチック) 1,699円	
頭部保護帽	スポンジ、革、プラスチックを主材料としてヘルメット型に製作されており、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護する機能をもつもの	3年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害が記載されている者、療育手帳の総合判定がAと判定されている者、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級と記載されている者	12,160円	転倒により頭部を強打するおそれのある者
人工喉頭	喉頭を全摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	(電動式) 5年 (笛式) 4年	身体障害者手帳に音声・言語に係る障害程度が3級以上と記載されている者又は同程度の身体障害者	(電動式) 72,203円 (笛式) 5,150円	
一本杖	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられる一本杖	3年	身体障害者手帳に下肢若しくは体幹機能又は平衡機能に係る障害が記載されている者	(木材) 2,310円 (軽金属) 3,150円	夜光材付は430円(全面夜光材付は1,260円)、白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているものラテックス製又はゴム製	1年	身体障害者手帳に上肢及び下肢に係る障害が記載されている重度障害者	(男性用普通型) 7,931円 (男性用簡易型) 5,871円 (女性用普通型) 8,755円 (女性用簡易型) 6,077円	脊髄損傷等による排尿障害がある者

ストーマ装具	蓄便袋、蓄尿袋、皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハーコンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）、ナイト・ドレーナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤、皮膚洗浄剤、ガーゼ、脱脂綿、潤滑剤、凝固剤、入浴用補助具（キャップ、シート等）		身体障害者手帳に直腸若しくは膀胱機能に係る障害が記載されている者又は小腸機能に係る障害が記載されている者であつて、現にストーマを造設している者	(蓄便袋) 8,858円／月 (蓄尿袋) 11,639円／月	ストーマを2つ以上造設している者については、上限額の2倍の額まで申請可とする。
紙おむつ等	紙おむつ、おしりふき、尿取りパッド、洗腸装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品		身体障害者手帳に直腸又は膀胱機能に係る障害が記載されているものであつて、ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、変形のためストーマ装具を装着できない紙おむつを必要とするもの（茨木市高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱（平成20年7月1日実施）第6第1項の茨木市高齢紙おむつ等給付券（以下「給付券」という。）という。）の交付を受けている者を除く。） 身体障害者手帳に直腸又は膀胱機能に係る障害が記載されている者であつて、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある紙おむつ等を必要とするもの（給付券の交付を受けている者を除く。） 身体障害者手帳に直腸又は膀胱機能に係る障害が記載されている者であつて、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある紙おむつ等を必要とするもの（給付券の交付を受けている者を除く。） 概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障害者であつて、自力でトイレに行けず、自力で便座に座ることができず、定時排泄ができず、かつ、意思表示ができるないことから、常時紙おむつを必要とし、今後も継続して必要とすると意見書により認められる3歳以上のもの（給付券の交付を受けている者を除く。） 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を有する者又は難病患者等であつて、障害支援区分認定の実施について（平成26年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添1認定調査票における「2 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目」中の「2-4 排尿」又は「2-5 排便」	12,000円／月	

			「使」について「3 全圓的な支援が必要」に該当する18歳以上のもの（給付券の交付を受けている者、生活保護法（昭和25年法律第144号）中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者を除く。）		
情報・通信支援用具	パソコンに使用可能な画面音声化ソフト等のアプリケーションソフト	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	100,000円	アプリケーションソフトの使用によりパソコンの操作が可能となる者
	パソコンやタブレット端末に使用可能な大型キーボード等の入力サポート機器	5年	身体障害者手帳に上肢に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	100,000円	入力サポート機器の使用によりパソコンやタブレット端末の操作が可能となる者
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使い得るもの	5年	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	
自家発電機又は外部バッテリー（充電器及びインバーターを含む。）のいずれか1種目	在宅で使用する人工呼吸器等又は補助人工心臓に接続することで、機器の稼動に必要な電力を供給できるもので、障害者又は介護者が容易に使い得るもの	5年	身体障害者手帳に呼吸器機能に係る障害程度が1級若しくは3級若しくは音声機能喪失（喉頭摘出）3級と記載されている者又は意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、意見書により在宅で人工呼吸器等を使用していると認められる者 身体障害者手帳に心臓機能に係る障害が記載されている者であって、意見書により在宅で補助人工心臓等生命維持に必要な機器を使用していると認められる者	100,000円	人工呼吸器等とは、人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器とする

備考 この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。